

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
常磐開発株式会社	福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1	1-001143

2 指名停止措置期間 令和4年4月29日～令和4年10月28日 (6か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

常磐開発(株)の元社員は、福島県檜葉町発注工事の入札において、同町職員が漏洩した入札情報を基に落札したとして、令和4年3月8日、福島県警に公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。

5 指名停止理由

常磐開発(株)の元社員が、公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕されたことが、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)第2条第1項及び別表第2(談合及び競売入札妨害)第9号に該当するため。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 9 有資格業者である個人,有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され,又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(7号及び8号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上12か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
 茨城県常陸太田市金井町3690
 電話 0294-72-3111